

information

健康・福祉



休日当番医の診療時間

☆事前に電話で確認を

午前9時～午後5時
保険証・医療証をお持ちください。往診はしません。

休日当番薬局の開設時間

☆事前に電話で確認を

午前9時～午後5時半
医療機関受診時の処方せんをお持ちください。

夜間および日曜日、祝・休日の医療機関案内

東京都保健医療情報センター「ひまわり」
☎(5272)0303
FAX(5285)8080
(ファクシミリは聴覚・言語障害者向け)
携帯電話などからは
http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/

小児救急相談

東京都「子供の健康相談室」
☎(5285)8898
☆プッシュ回線・携帯電話からは#8000も利用可
月～金曜日 午後6時～11時
土・日曜日、祝・休日 午前9時～午後11時

救急病院案内

中野消防署 ☎(3366)0119
野方消防署 ☎(3330)0119

東京消防庁 救急相談センター (24時間受け付け・年中無休)

プッシュ回線・携帯電話・PHSからは#7119
ダイヤル回線 ☎(3212)2323



8月5日～20日の休日当番医・当番薬局

Table with columns: 月日, 医療機関名, 診療科目, 所在地, 電話番号. It lists on-call doctors and pharmacies for August 5th to 20th, including locations like 総合東京病院, 新渡戸記念中野総合病院, etc.

※印は、歯科医療拠点事業(午前9時～正午は、歯科救急電話相談も受け付け)

中野区準夜間こども救急診療

15歳以下のお子さんを対象に、小児科医が診療を行います。

Table with columns: 診療日, 受付時間, 診療時間. It details the schedule for children's emergency care, including locations like 新渡戸記念中野総合病院 and 総合東京病院.

☆電話は午後5時半以降にしてください
☆必ず事前に電話で連絡を。症状により診療できない場合があります
☆入院などが必要な場合は、他の病院を紹介します
☆保険証・医療証を持って受付時間内に来院を

HPはホームページ 区HPから、Eメールは電子申請が、PDFは申請書などのダウンロードが可

詳しくは、区HPで詳しい内容をご覧になれます

講演会「現代病としてのうつ病～身近な人の悩みに気づくには～」

鷲宮すこやか福祉センター 若宮3-58-10 ☎(3336)7111 FAX(3336)7134

うつ病は、誰もがかかる可能性があり、治療をすれば回復に向かいます。

現代病としてのうつ病と一昔前のうつ病の違いや、治療法について学びます。

日時 9月7日(金)午後6時半～8時半

会場 産業振興センター(中野2-13-14)

対象 区内在住・在勤・在学の方

講師 野村総一郎氏(六番町メンタルクリニック所長)

申込み 8月6日から電子申請か、電話またはファクシミリ(講演会名、氏名とふりがな、電話番号、手話通訳希望の方はその旨、一時保育希望の方はお子さんの氏名とふりがな、月年齢、性別を記入)で、鷲宮すこやか福祉センターへ。電子申請=9月5日まで、電話・ファクシミリ=

9月6日まで。先着96人 ☆手話通訳・一時保育(先着6人)希望の方は、8月31日までにあわせて申し込みを

健康講座「多胡肇先生のラジオ体操講座」

北部すこやか福祉センター 江古田4-31-10 ☎(3389)4323 FAX(3389)4339

究極の全身運動「ラジオ体操」。その効果的な動き方について、NHKテレビ・ラジオ体操指導者に学びます。動きやすい服装で参加を。

日時 9月6日(木)午後2時半～4時

会場 江古田区民活動センター(江原町2-3-15)

対象 区内在住・在勤・在学の方

申込み 8月6日から電子申請か、電話または直接、北部すこやか福祉センターへ。江古田区民活動センター☎(3954)6963でも、電話または窓口で受け付けます。電子申請=9月4日まで、電話・窓

障害のある方、難病の方へ 医療費助成制度と各種手当をご存じですか

申請手続きに必要なものや所得制限の基準などについて詳しくは、右記の申請窓口へ問い合わせを。

Table with columns: 申請窓口, 障害者福祉事業担当/1階, 南部, 中部, 北部, 鷲宮. It lists contact information for various welfare services.

心身障害者医療費助成制度(㊦受給者証)

身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方で、平成29年中の所得が所得基準額以下の方は、㊦受給者証の交付が受けられます。

現在㊦受給者証をお持ちでない方へ

申請窓口で手続きをしてください。なお、65歳以上の方でも、以前に㊦受給者証をお持ちだった方は、申請により交付を受けられる場合があります。条件などについて詳しくは、事前に申請窓口へ問い合わせを。

既に㊦受給者証をお持ちの方へ

8月31日で有効期限が切れる㊦受給者証(水色)をお持ちの方で、平成29年中の所得が所得基準額以下の方へ、9月以降に使用できる新しい㊦受給者証(黄色)を8月下旬に郵送します。

来年1月から精神障害者保健福祉手帳1級も対象に

対象となる方には、6月14日ごろ東京都から案内が郵送されています。ご確認ください。

各種手当

8月から、下表の4種類の手当の所得限度額適用年度が変わりました。平成29年中の所得が基準額以下で、支給要件(身体障害者手帳・愛の手帳の等級、年齢など)に当てはまる方は、手当を受けられます。申請窓口で申請してください。

Table with columns: 手当の種類, 支給対象となる方. It details the eligibility for various welfare benefits like 障害者福祉手当, 難病患者福祉手当, etc.